

消費税の総額表示が義務づけられます

Q : 税制改正によって、消費税の総額表示が義務づけられることとなったと聞いたのですが、どのようになったのですか。

A : 平成16年4月1日からは、事業者が消費者に対して販売価格を表示する際には、いわゆる内税表示、つまり消費税込みの総額を表示しなければならないことになりました。

【解説】

消費税額の表示方法には、①本体価格のみを表示する方法、②税込価格のみを表示する方法、③本体価格及び税込価格を表示する方法、④本体価格及び消費税額等を表示する方法がありますが、いずれの表示方法を採用しても、現在は認められています。

しかし、平成16年4月1日以後は、事業者が消費者に商品などの価格を表示する際には、内税表示（総額表示）をしなければならないこととされましたので、今後は、たとえば「105円（税込）」や「105円（うち本体100円）」、「105円（本体100円＋消費税等5円）」といった表示にしなければならなくなります。

ただし、この取り扱いは消費者への売上げについてのみ適用されることとなっていますので、事業者間の取引については適用されません。また、領収書に記載する金額についても適用がないということです。

